

(資料3)

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会

平成25年度 事業計画書 (案)

< 基本方針 >

稲沢市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、行政機関、地域組織、ボランティア、市民の皆様方と協働して「誰もが安心して安全に暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指すため、「第2次地域福祉活動計画(平成24年度から平成28年度)」に盛り込まれた5つの基本目標を柱に事業を進めてまいります。

1 困った時に「頼れる社協」の実現

社会福祉協議会が知られていない・理解されていないという現状を踏まえ、PR活動の充実による「社会福祉協議会の知名度の向上」、相談事業の充実や市との連携強化による「頼れる社協」というイメージづくりを戦略的に行います。

2 地域組織との連携による地域福祉の推進

市民の主体的な地域活動等だけでなく、社会福祉協議会が地域に密着し、地域組織と連携して地域福祉を推進するしくみや体制づくりを進めます。

3 地域の力を結集したネットワークづくり

ボランティア活動の活発化を図るとともに、そうした地域で頑張ってくれている人々の力を結集したネットワークづくりを進めます。

4 安心して生活できる各種サービスの充実

地域住民の様々な不安を解消する各種福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民の交流を目的とする事業等を通じて、安心して生活できる地域づくりを進めます。

5 計画的な組織運営

社会福祉協議会の運営体制を強化するとともに、ニーズを踏まえた戦略的な活動ができる計画的な組織運営の強化を図ります。

< 事業内容 >

(事業番号前の◎印は、新規事業もしくは重点事業です。)

1 法人運営事業

- (1) 法人基盤の強化
- (2) 本所・支所機能の強化
- (3) 役員会等の開催
 - ア 理事会の開催
 - イ 評議員会の開催
 - ウ 監事会の開催
 - エ 正副会長会の開催
- (4) 委員会の開催
 - ア 総務委員会の開催
 - イ 福祉委員会の開催

2 施設管理事業（稲沢市受託事業）

(稲沢市身体障害者福祉センター、稲沢市稲葉老人福祉センターあすなろ館、稲沢市働く婦人の家)

- (1) 指定管理者制度により、施設の維持管理や利用に関する業務を行います。
- (2) 身体障害者福祉センターデイサービス事業の開催
 - ・障がい者の自立を図り、生きがいを高めるための講座を行います。

3 地域福祉活動推進事業

- (1) 会員会費の募集と会員の加入促進
- (2) 社会福祉協議会だより「い～な」の発行（年4回）
- (3) リーフレットの作成
 - ・社会福祉協議会の名前と事業内容の周知を図り、困った時の相談先として真っ先に社会福祉協議会を思い出してもらえるような「頼れる社協」となるよう積極的なPRに努めます。
- (4) 地区まちづくり推進協議会への活動費助成
 - ア まちづくり活動費の助成（前年度会費実績額の50%）
 - イ まちづくり地域福祉活動への助成（1地区160,000円以内）
- (5) 出前福祉講座の開催
 - ・地域や企業へ出向き、ボランティア活動についての講座、福祉制度の紹介等、様々な福祉講座を開催します。

- (6) 市民共助パイロット事業の実施
 - ・地域の福祉課題を解決するために市民が企画・提案した事業を市民とともに取り組みます。
- (7) 稲沢市共同募金委員会への活動費助成
- ◎ (8) 地区まちづくり推進協議会との連携強化
 - ・地域福祉コーディネーターを各地区まちづくり推進協議会に配置し、連携をより一層強化します。また、地域住民が主体的に活動できるよう様々なサポートや、既存の制度では対応しきれない個別の生活課題の解決、生活支援のしくみづくり（サロン・講習会・見守り活動）等、地域福祉活動の充実に努めます。
- ◎ (9) 地域見守りネットワーク事業の実施
 - ・ひとり暮らし高齢者だけでなく、支援を必要とする方（高齢者世帯・障がい者世帯・子育て中の親等）を対象に、友人・隣人・民生児童委員・地域住民が少しずつ協力し合うことによって地域全体で見守るしくみ（ネットワーク）づくりに取り組みます。
- (10) 日常生活自立支援事業
 - ・日常生活において不安がある高齢者や障がい者の方に対し、金銭管理や契約の援助をする等安心して暮せるよう支援します。

4 ボランティアセンター運営事業

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア登録者の増員
- (3) ボランティアの育成・支援
 - ・各種ボランティア団体への活動費助成
- (4) ボランティア・市民活動だより「あい・あい」の発行（年4回）
 - ・ボランティアによる協力のもと発行しています。
- (5) ボランティア・市民活動連絡会の開催
 - ・ボランティアグループや市民活動団体とのつながりを強化することを目的に様々な情報交換や交流の場を設けます。

5 歳末たすけあい配分金事業（共同募金配分金事業）

障がい児者世帯等へ援護金を配付します。

6 老人福祉事業（共同募金配分金事業）

- (1) 長寿祈願祭の開催
 - ・ 77歳以上の高齢者を対象に長寿を祈願します。
- (2) 三世代ふれあいゲートボール大会の開催
 - ・ 子どもから高齢者までの三世代でチームを結成し、ふれあいの輪を広げます。
- (3) パートナーふくしグラウンド・ゴルフ大会の開催
 - ・ グラウンド・ゴルフを通して市民の互助・連携を図ります。
- (4) 老人クラブ連合会への活動費助成
- (5) 命のバトン設置事業の実施
 - ・ 緊急事態が起きた場合、当事者に代わり必要な医療情報を迅速に医療従事者に渡せるよう、医療情報の入った筒（バトン）をひとり暮らし高齢者宅等の冷蔵庫に設置します。
- (6) 傾聴ボランティアの派遣・養成
 - ・ 話し相手を希望する高齢者等に傾聴ボランティアを派遣します。

7 障害福祉事業（共同募金配分金事業）

- (1) 音楽療法支援事業の実施
 - ・ 障がい児へ音楽療法による知的・身体的な発達や成長の援助をします。
- (2) 障害児者支援事業の実施
 - ・ 障がい児者の家族や支援者への学習会、交流会等を行います。
- (3) 福祉自動車の貸出し
 - ・ 車いすを必要とする方の外出支援として福祉自動車を貸出します。
- (4) 車いすの貸出し
 - ・ 一時的に車いすが必要な方に貸出します。
- (5) 視覚障害者ガイドボランティアの養成
- (6) 各種障害者福祉団体への活動費助成

8 児童福祉事業（共同募金配分金事業）

- (1) 福祉実践教室の開催
 - ・ 学校授業において障がい者との交流や福祉体験を行うことにより子どもの福祉教育を推進します。
- (2) 福祉体験作文コンクールの協賛
 - ・ 福祉の体験をテーマとした作文を募集します。

- (3) 福祉教育活動育成費の助成（市内高等学校）
- (4) ボランティア探検隊の開催
 - ・小学生を対象に福祉の関心・理解を深める目的で福祉体験講座を開催します。
- (5) 学生施設ボランティア福祉体験学習の開催
 - ・中学生以上の学生に対し、施設でのボランティア体験の機会を提供します。
- (6) ボランティアチルドレン支援事業の実施
 - ・子どもたちの主体的な社会貢献活動を推進・支援します。
- (7) 置き傘設置事業の実施
 - ・小学校新1年生の各教室に置き傘を設置します。（児童数分）
- (8) 子育て支援事業の実施
 - ・児童館、児童センター、保育園において人形劇を実施し、保護者の子育ての不安や悩み解消の手助けと乳幼児の健全な発達を支援します。
- (9) 赤い羽根遊園地の整備
 - ・遊具の設置や改修費を助成します。
- (10) ひとり親家庭日帰り旅行の開催
 - ・ひとり親家庭を対象に日帰り旅行等を行い、家族の交流を図ります。
- (11) 各種児童福祉団体への活動費助成

9 福祉育成事業（共同募金配分金事業）

- (1) 社会福祉大会の開催
 - ・福祉活動に尽力された方・団体、共同募金に多額の寄付をされた方・団体等を顕彰し、感謝の意を表します。
- (2) 福祉まつりの開催
 - ・福祉団体・ボランティアの活動の場や市民への福祉の啓発の場として開催します。
- (3) 火災被災者の援護
 - ・火災により被災された方に見舞金を支給します。
- (4) 各種福祉団体への活動費助成
- (5) 花いっぱい事業の実施
 - ・地域に花の苗を植えることにより、地域社会を明るく住み良いまちにします。
- (6) 福祉映画会の開催
- (7) 家具転倒防止入門講座の開催

- ◎ (8) 災害ボランティアセンターの整備
 - ・市との協定に基づく稲沢市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル及び市の防災計画を踏まえて、災害発生時にボランティア団体やNPOと連携して適切に活動できる体制の整備を図ります。
- ◎ (9) ホームページのリニューアル
 - ・インターネットを通じ情報発信することで、より多くの人々に社会福祉協議会の取り組みを知っていただくこと、そしてより見やすく、使いやすいホームページとすることをめざし、ホームページの内容やデザインを見直します。

10 資金貸付事業

- (1) 小口資金貸付事業
 - ・2万円を限度に貸し付けをします。
- (2) 暮らし資金貸付事業（愛知県社会福祉協議会受託事業）
 - ・10万円を限度に貸し付けをします。
- (3) 生活福祉資金貸付事業（愛知県社会福祉協議会受託事業）
 - ・高齢者、障がい者、低所得者を対象に貸し付けをします。

11 地域包括支援センター事業（稲沢市受託事業・稲沢市民センター地区）

高齢者を対象に、心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する機関として次のような業務を行います。

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務
- (2) 総合相談支援業務
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

12 成年後見センター事業（一部稲沢市受託事業）

高齢者や障がい者等が市内で安心して暮らすことができるために、意思能力や生活状況に応じた成年後見制度等の相談支援や啓発等行うことを目的に次のような事業を行います。

- (1) 成年後見制度等の利用による相談及び手続きに関する支援
- (2) 成年後見制度の周知、利用の啓発
- (3) その他センター運営に関し必要な事業

1 3 基金運営事業

- (1) 社会福祉基金の積立
- (2) ボランティア基金の積立

1 4 軽度生活援助事業（稲沢市受託事業）

介護保険で非該当と判定された高齢者で、日常生活に支障があり、稲沢市が必要と認めた方に、ホームヘルパーを派遣します。

1 5 介護保険事業

介護保険法に基づき、高齢者等が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の事業を行う事業所の運営を行ないます。

- (1) 訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
「訪問介護事業所そぶえ」、「ケア・パートナー」の運営
訪問介護員（ホームヘルパー）が、自宅に訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援を行ないます。
- (2) 居宅介護支援事業
「居宅介護支援事業そぶえ」、「ケア・デザイン」の運営
介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護全般の相談に応じ、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行い、居宅での介護を支援します。

◎ 1 6 障害者相談支援事業（稲沢市受託事業）

- (1) 基幹相談支援事業
身近な地域の相談支援事業者のネットワーク構築を図るとともに、相談支援事業者への専門的指導・助言を行います。
- (2) 相談支援事業
「障がい者サポートセンターい～な」、「障がい者サポートセンターまつのき」（新規）の運営
 - ・障がい者やその家族が安心して生活できるよう相談窓口となり、福祉サービスの利用援助やサービス等利用計画の作成等の支援をします。

17 障害福祉サービス事業

障害者自立支援法に基づき、障がい者等が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の事業を行う事業所の運営を行ないます。

(1) 居宅介護事業

「訪問介護事業所そぶえ」、「ケア・パートナー」の運営

訪問介護員（ホームヘルパー）が、自宅に訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援を行ないます。

◎ (2) まつのきの運営

障がいをもつ人たちの日中活動の充実を図るために障害者自立支援法の多機能型という制度を適用し、生活介護・就労継続支援B型事業の二つの事業を一元的な運営のもとで実施し、利用者の生活の質に貢献する事業所として運営します。

18 自動販売機設置事業（収益事業）

公共施設に自動販売機を設置し、その収益を地域福祉事業に役立てます。